



愛媛県報

発行 愛媛県

平成23年2月1日火曜日 第2238号

◇ 目 次 ◇ 告 示

一部事務組合を組織する地方公共団体の数の増減、一部事務組合の共同処理する事務の変更及び一部事務組合の規約の変更の許可.....54

救急病院の協力申出(2件).....54

肥料登録有効期間の更新.....54

保安林の皆伐面積の限度の公表.....55

漁業の免許.....57

加入区の設定(養殖共済).....57

公共測量の終了の通知.....57

愛媛県証紙売りさばき人の指定の取消し.....57

愛媛県証紙売りさばき人の指定.....57

道路の供用開始(県道横浜生名港線).....58

道路の供用開始(県道美川松山線).....58

開発行為に関する工事の完了.....58

道路の区域変更(一般国道440号).....58

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....59

監 査 公 表

監査結果に基づく措置の公表(5件).....59

公安委員会告示

地域交通安全活動推進委員の委嘱.....63

正 誤

平成22年12月24日付け第2230号(愛媛県E V開発推進班規程の一部を改正する訓令)中.....70

告 示

○愛媛県告示第110号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項本文の規定により、次のとおり八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び同組合の規約の変更を許可した。

平成23年2月1日

愛媛県知事 中村時広

1 変更事項

(1) 事務の変更事項

- ア 八幡浜・大洲地区ふるさと市町村圏計画の策定及び実施のための連絡調整に関する事務の廃止
- イ 八幡浜・大洲地区ふるさと市町村圏計画に基づく広域活動計画の事業の実施に関する事務の廃止

(2) 規約の変更事項

上記事務の変更事項に係る規定の変更

2 変更年月日

(1) 事務の変更年月日

平成23年4月1日

(2) 規約の変更年月日

平成23年4月1日

3 変更許可年月日

平成23年1月21日

○愛媛県告示第111号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定による救急病院である。

平成23年2月1日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
愛媛県立今治病院	今治市石井町四丁目5番5号	愛 媛 県	平成26年1月31日まで
社会福祉法人恩賜財団済生会今治病院	今治市喜多村七丁目1番6号	社会福祉法人恩賜財団済生会支部愛媛県済生会	平成26年1月31日まで
白石病院	今治市松本町一丁目5番地9	医療法人慈風会	平成26年1月31日まで
木原病院	今治市別宮町三丁目7番8号	医療法人聖ルカ会	平成26年1月31日まで
今治第一病院	今治市宮下町一丁目1番21号	社会医療法人真泉会	平成26年1月31日まで
今治セントラル病院	今治市松本町二丁目6番地6	医療法人杏風会	平成26年1月31日まで
三木病院	今治市泉川町一丁目3番45号	医療法人天楽会	平成26年1月31日まで

○愛媛県告示第112号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定による救急病院である。

平成23年2月1日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
大洲中央病院	大洲市東大洲5番地	医療法人北斗会	平成26年1月31日まで
喜多医師会病院	大洲市徳森2632番地3	社団法人喜多医師会	平成26年1月31日まで
大洲記念病院	大洲市徳森1512番地1	医療法人恕風会	平成26年1月31日まで

○愛媛県告示第113号

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成23年 2月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成26年1月21日	愛媛県第1228号	魚廃物加工肥料	戸島魚廃物加工肥料	窒素全量 6.0 リン酸全量 1.5 加里全量 1.2	含有を許される有害成分の最大量は、規格のとおり	うわうみ漁業協同組合 愛媛県宇和島市築地町2丁目5番7号

○愛媛県告示第114号

森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定による皆伐面積の限度は、次のとおりとする。

平成23年 2月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

単 位 区 域	保 安 林 の 種 類	面 積 (ヘクタール)	区 域 内 市 町
銅 山 川	水 源 かん 養 保 安 林	574.62	四国中央市（金砂町平野山、富郷町寒川山及び金砂町小川山並びに富郷町豊坂及び富郷町津根山の各一部に限る。）、四国中央市新宮町、新居浜市（別子山に限る。）、
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	21.48	
金 生 川 ～ 加 茂 川	水 源 かん 養 保 安 林	381.02	新居浜市（別子山を除く。）、西条市（明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田、小松町、丹原町を除く。）、西条市小松町（石鎚（字大成、字有川及び字黒河並びに字諏訪、字戸石及び字横峰の各一部に限る。）に限る。）、四国中央市（金砂町平野山、富郷町寒川山及び金砂町小川山並びに富郷町豊坂及び富郷町津根山の各一部を除く。）、四国中央市土居町
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	828.23	
中 山 川	水 源 かん 養 保 安 林	208.30	西条市（明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田に限る。）、西条市小松町（石鎚（字大成、字有川及び字黒河並びに字諏訪、字戸石及び字横峰の各一部を除く。）を除く。）、西条市丹原町（関屋及び田滝の各一部を除く。）、東温市（滑川及び明河並びに河之内の一部に限る。）、
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	272.66	
今 治 地 区	水 源 かん 養 保 安 林	59.44	今治市（吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町、大三島町、関前大下、関前岡村、関前小大下を除く。）、松山市（安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原に限る。）、
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	367.23	
重 信 川	水 源 かん 養 保 安 林	254.19	松山市（安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原、中島粟井、宇和間、中島大浦、小浜、上怒和、熊田、神浦、津和地、長師、饒、野忽那、畑里、二神、宮野、睦月、元怒和、吉木を除く。）、伊予市（中山町、双海町を除く。）、西条市丹原町（関屋及び田滝の各一部に限る。）、東温市（滑川及び明河並びに河之内の一部を除く。）、伊予郡砥部町（満穂、玉谷、中野川、高市、総津、多居谷、仙波を除く。）、
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	608.88	
小 田 川	水 源 かん 養 保 安 林	20.72	喜多郡内子町（本川、上川、立石、南山、寺村、小田、日野川、大平、吉野川、中田渡、上田渡、白杵、中川（一部を除く。）に限る。）、伊予郡砥部町（満穂、玉谷、中野川、高市、総津、多居谷、仙波に限る。）、伊予市中山町、双海町
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	72.26	
肱 川	水 源 かん 養 保 安 林	805.65	大洲市、喜多郡内子町（本川、上川、立石、南山、寺村、小田、日野川、大平、吉野川、中田渡、上田渡、白杵、中川を除く。）、西予市宇和町（郷内、西山田及び山田の各一部を除く。）、野村町（大野ヶ原の一部を除く。）、城川町
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	96.20	
八 幡 浜 地 区	水 源 かん 養 保 安 林	14.52	八幡浜市、西宇和郡伊方町、西予市三瓶町、明浜町、宇和町（郷内、西山田及び山田の各一部に限る。）、
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	50.74	
宇 和 島 地 区	水 源 かん 養 保 安 林	631.49	宇和島市（三間町及び野川の一部を除く。）、南宇和郡愛南町
	土 砂 流 出 防 備 保 安 林	123.10	

吉海宮窪地区	土砂流出防備保安林	18.08	今治市吉海町、宮窪町
伯方地区	土砂流出防備保安林	19.78	今治市伯方町
弓削地区	土砂流出防備保安林	3.10	越智郡上島町(生名、岩城、魚島を除く。)
上浦大三島地区	土砂流出防備保安林	39.20	今治市上浦町、大三島町
中島地区	土砂流出防備保安林	1.98	松山市(中島栗井、宇和間、中島大浦、小浜、上怒和、熊田、神浦、津和地、長師、饒、野忽那、畑里、二神、宮野、睦月、元怒和、吉木に限る。)
四万十川	水源かん養保安林	570.17	宇和島市(三間町及び野川の一部に限る。)、北宇和郡鬼北町、松野町
	土砂流出防備保安林	39.60	
仁淀川上流	水源かん養保安林	975.61	上浮穴郡久万高原町、喜多郡内子町(中川の一部に限る。)、西予市野村町(大野ヶ原の一部に限る。)
	土砂流出防備保安林	45.35	
東予	干害防備保安林	19.10	四国中央市(上柏町、下柏町、村松町、三島朝日一丁目、三島朝日二丁目、三島朝日三丁目、三島紙屋町、三島宮川一丁目、三島宮川二丁目、三島宮川三丁目、三島宮川四丁目、三島中央一丁目、三島中央二丁目、三島中央三丁目、三島中央四丁目、三島中央五丁目、三島金子一丁目、三島金子二丁目、三島金子三丁目、中曾根町、中之庄町、具定町、寒川町、豊岡町大町、豊岡町豊田、豊岡町長田、豊岡町五良野、豊岡町岡銅、富郷町寒川山、富郷町豊坂、富郷町津根山、金砂町小川山、金砂町平野山に限る。)、新居浜市、西条市(明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田、丹原町に限る。)
中予	干害防備保安林	4.14	松山市(安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善心寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原に限る。)
南予	干害防備保安林	20.04	八幡浜市、北宇和郡鬼北町、南宇和郡愛南町(正木、増田、小山、中川、広見、満倉、上大道、一本松に限る。)
東予	保健保安林	17.94	新居浜市、西条市(明理川、石田、石延、今在家、円海寺、大新田、大野、上市、河之内、河原津、河原津新田、喜多台、楠、国安、黒谷、桑村、実報寺、周布、新市、新町、高田、玉之江、旦之上、壬生川、広江、広岡、福成寺、北条、三津屋、三津屋東、三津屋南、宮之内、三芳、安用、安用出作、吉田、丹原町を除く。)
今治地区	保健保安林	29.34	松山市(安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善心寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原に限る。)、今治市玉川町、波方町
中予	保健保安林	13.84	松山市(安居島、浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、大浦、大河内、大西谷、小川、尾儀原、小山田、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、客、儀式、久保、河野高山、小川谷、立岩米之野、才之原、佐古、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善心寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、正岡神田、横谷、和田、光洋台、府中、柳原、中島栗井、宇和間、中島大浦、小浜、上怒和、熊田、神浦、津和地、長師、饒、野忽那、畑里、二神、宮野、睦月、元怒和、吉木を除く。)、東温市(上村、牛淵、上林、北野田、志津川、下林、田窪、西岡、野田一丁目、野田二丁目、野田三丁目、樋口、南野田、見奈良、山之内、横河原に限る。)、上浮穴郡久万高原町(東明神、西明神、入野、久万、上野尻、下野尻、菅生、上畑野川、下畑野川、直瀬、霧峰、二名、父野川、柳井川、中津、西谷に限る。)、喜多郡内子町(中川の一部に限る。)
八幡浜～肱川	保健保安林	21.12	八幡浜市保内町、西予市三瓶町、野村町、城川町
宇和島～四万十川	保健保安林	3.78	宇和島市(吉田町、三間町、津島町を除く。)、北宇和郡松野町
弓削地区	保健保安林	3.10	越智郡上島町(生名、岩城、魚島を除く。)

注 銅山川、金生川～加茂川、中山川、今治地区、重信川、仁淀川上流、肱川、宇和島地区及び四万十川には、国有林を含む。

○愛媛県告示第115号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定に基づき、平成23年 2月 1日次のように区画漁業を免許した。

平成23年 2月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

免許番号	漁業権者の住所及び氏名	免許の内容	漁業権の存続期間
宇区第258号	宇和島市津島町嵐番外23番地2 下灘漁業協同組合 外11名	平成22年10月22日付け愛媛県告示第1173号のとおり	平成23年 2月 1日から 平成26年 3月31日まで
宇特区第386号	宇和島市津島町嵐番外23番地2 下灘漁業協同組合	〃	〃
宇特区第387号	〃	〃	〃
宇特区第388号	〃	〃	〃
宇特区第389号	〃	〃	〃
宇特区第390号	〃	〃	〃
宇特区第391号	〃	〃	〃

○愛媛県告示第116号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第118条第3項の規定により、一定の水域を次のように定める。

平成23年 2月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

1年貝真珠養殖業又は2年貝真珠養殖業

加入区の名称	区 域
宇和海第244加入区	宇区第258号漁業権漁場の区域

○愛媛県告示第117号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、愛南町長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成23年 2月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（1/1,000地形図作成）
- 2 作業期間 平成21年12月25日から
平成23年 1月20日まで
- 3 作業地域 愛南町内海

○愛媛県告示第118号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人の指定が取り消されたので、愛媛県証紙条例（昭和39年愛媛県条例第8号）第5条第3項の規定により告示する。

平成23年 2月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定番号	売 り さ ば き 人		売 り さ ば き 所	取 消 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称		
御第2号	南宇和郡愛南町御荘平城2974番地	菊池 れい	南宇和郡愛南町御荘平城2974番地	平成23年 1月11日

○愛媛県告示第119号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人が指定されたので、愛媛県証紙条例（昭和39年愛媛県条例第8号）第5条第3項の規定により告示する。

平成23年 2月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定番号	売 り さ ば き 人		売 り さ ば き 所	指 定 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称		
愛第4号	南宇和郡愛南町御荘平城2974番地 1	菊池 英明	南宇和郡愛南町御荘平城2974番地 1 菊池 英明（モンマート菊池）	平成23年 1月12日

○愛媛県告示第120号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成23年 2月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	横浜生名港線	越智郡上島町生名464番地先から 同町生名463番地先まで	平成23年 2月 1日
		越智郡上島町生名459番地先から 同町生名454番地先まで	平成23年 2月 1日
		越智郡上島町生名638番 2 から 同町生名636番 2 まで	平成23年 2月 1日

○愛媛県告示第121号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成23年 2月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	美川松山線	松山市南梅本町甲870番 2 から 同町甲903番 1 地先まで	平成23年 2月 1日

○愛媛県告示第122号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。
 平成23年 2月 1日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
22中局建（開）第55号 平成23年 1月25日	東温市北方字田中甲3356番 4、3355番 4、3355番 9	東温市北方3205番地 1 コスモ川内303号 矢 野 松 明

○愛媛県告示第123号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 平成23年 2月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 敷 幅	延 長	備 考
一 般 国 道	440号	上浮穴郡久万高原町西谷字郷角12678番 1 地先から 同字小村11763番 2 まで	旧	メートル 3.9～35.1	キロメートル 0.176	
		上浮穴郡久万高原町西谷字郷角12678番 1 から 同字小村11763番 2 まで	新	9.6～35.1	0.164	

公 告

○ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成23年 2月 1日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成23年 1月20日	NPO法人日本リラクゼーション整体安眠ケア協会	渡 部 真 理	松山市西一万町10番2号 メゾン ドレープ402号	この法人は、ストレスを抱える人達に対して、両手の平で体を温める整体によってふれあいを深め、心の緊張をほぐし、ストレスの原因である悩みや相談を行う事業と支援スタッフの育成事業を通じて、精神的な病気予防に寄与することを目的とする。

監 査 公 表

○公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成23年 2月 1日

愛媛県監査委員 和 氣 政 次
同 本 宮 勇
同 赤 松 泰 伸
同 岸 新

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
統 計 課	平成22年 8月18日
<p>（監査の結果）</p> <p>生産動態統計調査において、調査員による不適正な調査が行われていたので、再発防止策を検討し、適切な処理に万全を期されたい。</p>	
<p>（措置の内容）</p> <p>不適正な調査を行った調査員3名を解任し、調査員調査から郵送による県の直轄調査に変更するとともに、不正に受け取った調査員報酬については、経済産業省と協議のうえ、平成16年度まで遡り、報酬等の元本7,325,080円と民法第404条に規定する年5%の利子939,464円を含めた合計8,264,544円を平成22年3月31日に同調査員から返還させ、5月28日までにその全額を国に返還した。</p> <p>また、他の調査員に対し、注意を喚起する文書を送付するとともに、調査員説明会を開催し、指導の徹底を図った。</p> <p>今後は、再発防止のため調査員との緊密な連携を図り、正確で信頼のおける統計調査の実施に努めてまいりたい。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
建 築 住 宅 課	平成22年 8月20日
<p>（監査の結果）</p> <p>県営住宅の家賃について、県営住宅管理システムへの入力誤りによる入居者に対する誤請求があったので、再発防止策を徹底して、適切な処理に万全を期されたい。</p>	
<p>（措置の内容）</p> <p>再発防止に向け、県営住宅管理システムへの情報の更新や収入認定など家賃算定にかかわる事務処理時にはダブルチェックを徹底する「県営住宅家賃算定マニュアル」を策定し、運用を開始した。</p>	

○公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成23年 2月 1日

愛媛県監査委員 和 氣 政 次
同 本 宮 勇
同 赤 松 泰 伸
同 岸 新

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
東 予 地 方 局 建 設 部	平成22年 7月28日
<p>（監査の結果）</p> <p>県営住宅の家賃について、電算システムへの入力誤りによる入居者に対する誤請求があったので、再発防止策を検討し、適切な処理に万全を期されたい。</p>	
<p>（措置の内容）</p> <p>再発防止に向け、県営住宅管理システムへの情報の更新や収入認定など家賃算定にかかわる事務処理時にはダブルチェックを徹底する「県営住宅家賃算定マニュアル」を建築住宅課が策定し、全県下で運用を開始した。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
東 予 地 方 局 四 国 中 央 土 木 事 務 所	平成22年 7月28日
<p>（監査の結果）</p> <p>証明事務に係る証紙収入（2件）について、証明事務等に係る手数料条例が改正されていたにもかかわらず、改正前の額を徴収していたため、計200円が不足していた。</p>	
<p>（措置の内容）</p> <p>申請者に事情説明を行い、2件とも6月17日に不足額分が証紙で納付された。</p> <p>今後は、手数料の改定等の際には、職員に周知徹底する。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
中 予 地 方 局 総 務 企 画 部	平成22年 7月22日

(監査の結果)

- 1 新ふるさと総合支援事業費補助金について、実績報告書が22年度に入って補助事業者から提出されていたため、年度内に実施すべき完了検査が年度を越えて行われていた。
- 2 県税について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
21年度	816,159,440	1,601,185,028	2,417,344,468	
20年度	912,979,518	1,549,059,053	2,462,038,571	
差引増減	96,820,078	52,125,975	44,694,103	

(措置の内容)

- 1 各市町に対し、実績報告書の提出期限遵守を改めて周知徹底するとともに、可能な範囲での事業の早期実施を要請した。
 今後は、年度末における補助事業の完了確認を励行し、適正な執行管理に努めたい。
- 2 県税の納期限内の収入確保については、自動車税納期内納付キャンペーン等の各種広報を積極的に行うとともに、口座振替や自動車税のコンビニエンスストアでの収納など納税者の利便性の向上を図ることにより、自主納税の促進に努めております。
 収入未済額の縮減については、総務部長及び各地方局長を構成員とする「愛媛県徴収確保対策本部」が策定した徴収確保基本方針及び数値目標に基づき、滞納額の減少と徴収率の向上に努めております。
 また、自動車税の徴収率向上を図るため、差押に重点を置いた公平で効率的な滞納整理を積極的に推し進めております。
 今後も、納税秩序を確立し、税収の確保を図るため、県税の納期限内の収入確保に留意するとともに収入未済額の縮減に引き続き努力します。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
中 予 地 方 局 産 業 経 済 部	平成22年 7月22日、 平成22年 7月23日

(監査の結果)

給与資金前渡担任者の預金口座について、平成14年11月12日に入金があった3,071円を放置していたほか、預金利子9円を収入していなかった。

(措置の内容)

給与資金前渡担任者の預金口座に入金のあった3,071円については、超過勤務手当の未払金であることが判明したため、該当職員に7月21日に支払った。
 また、預金利子9円は、県会計規則に基づき8月3日付けで県の歳入とした。
 現金支給される給与等は、滞滞なく支給するよう給与事務担当者に改めて徹底するとともに、定期的に記帳することにより再発防止に努めている。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
南 予 地 方 局 産 業 経 済 部	平成22年 7月30日、 平成22年 8月 5日、 平成22年 8月 6日

(監査の結果)

現金支給する職員(1名)の給与について、給与資金前渡担任者預金口座に入金があったから11か月以上経過して支給していた。

(措置の内容)

本件は、年度途中で死亡した職員給与の日割計算分の現金支給であり、極めて稀な事例であった。
 今後は、現金払いが発生した場合には、給与明細書による現金支給対象者の確認から本人への支払完了までの一連の作業について、庶務担当者及び管理職の複数の目で確認するとともに、年度末には通帳の残額確認を行うなどにより再発防止に努める。

○公表第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

愛媛県監査委員 和 氣 政 次
 同 本 宮 勇
 同 赤 松 泰 伸
 同 岸 新

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
子 ども 療 育 セ ン タ ー	平成22年 5月18日

(監査の結果)

子ども療育センター利用料金について、納期限内の収入確保に努めるとともに、収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額 (円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
21年度	1,471,560	2,044,793	3,516,353	平成21年12月31日現在(対前年同月比)
20年度	1,591,501	1,165,686	2,757,187	
差引増減	119,941	879,107	759,166	

(措置の内容)

子ども療育センター利用料金については、保護者等に対して、施設サービス利用の契約締結の際に、利用料金自己負担の制度を十分説明するなどして、適期収入に努めた。
 また、滞納となった者については、督促状、催告書の送付、電話催告をするとともに、保護者等の来所の機会(夜間・休日を含む)をとらえては、直接面談指導を行い、また、来所しない長期滞納者の保護者については、住所地に出向き早期納入について指導するなど納入催告に努めた。
 今後も、利用料金の適期収入に留意するとともに、収入未済額の縮減については、保護者等との連絡を密にするなど収入の確保に一層努めたい。

区 分	収入未済額 (円)		
	平成21年12月31日現在	平成22年度への繰越額(平成21年度末現在)	平成22年10月31日現在
平成21年度分	1,471,560	1,447,498	1,354,978

滞納繰越分	2,044,793	1,915,896	1,612,956
計 ①	3,516,353	3,363,394	2,967,934
平成22年度分②			835,161
合計(①+②)	3,516,353	3,363,394	3,803,095

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
産 業 技 術 研 究 所	平成22年 4月 9日、 平成22年 4月16日、 平成22年 5月12日、 平成22年 5月18日
(監査の結果) 産業廃棄物の収集運搬処分に係る委託契約(平成20年度分)について、次のとおり改善を要する点があった。 ・収集運搬業務と処分業務を一つの業務とした随意契約であったにもかかわらず、処分業務の許可を有しない者から見積りを徴し、その者と契約を締結していた。また、別途処分業務を処分業務の許可を有する者へ委託したところ、適正な会計手続をとっていなかった。 ・検査調書を作成していなかった。	
(措置の内容) 今後は、許可業者であるかどうかを確認のうえ直接委託契約を行い、適正な会計手続を行うこととする。 また、検査調書の作成漏れのないようにする。	

○公表第5号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

愛媛県監査委員 和 氣 政 次
同 本 宮 勇
同 赤 松 泰 伸
同 岸 新

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
警 察 本 部	平成22年 8月30日
(監査の結果) 1 停止処分者講習業務委託契約について、予定価格は職員6名の人件費の総価で積算されていたところ、業務の実態とかい離したものであったため、業務内容を精査し、より合理的に積算するとともに、経済性、効率性を考慮して、類似する他業務と一括して契約することを検討されたい。 2 職員の不注意により警察車両による事故が多発(6件)し、当該車両の毀損があったので、事故防止を徹底されたい。	
(措置の内容) 1 今後は、停止処分者講習委託費の積算方法を改め、停止処分者講習業務に要する日数をもとに職員の人件費を積算するなど、業務実態に即した内容とする。 また、停止処分者講習業務の委託方法については、平成24年度以降、一般競争入札を導入する予定であり、その際、違反者講習業務との一括契約も併せて検討する。 2 職員による警察車両の交通事故防止については、次の施策を実施している。 (1) 各所属に対する対策 ア 教養資料等による交通事故防止の意識の高揚 毎月、前月に職員が関係した交通事故発生状況を全所属へ通知して、事故防止教養への活用を指示するとともに、職員に過失のある公用車の交通事故が発生した場合は、タイムリーな教養資料を全所属へ発出し、交通事故防止の意識高揚を図っている。	

イ 各種会議等における指導教養の実施 幹部(所属長・次長)会議や総合監察・随時監察の機会に、交通事故発生の実態を紹介するとともに、交通事故防止対策の徹底を指示している。
(2) 交通事故を起こした職員及び所属に対する対策 ア 本部主管幹部職員による現地指導 本部主管幹部職員が、交通事故を起こした職員に対して直接、交通事故防止について現地指導を実施している。
イ 運転適性検査等の実施 交通事故を起こした職員本人に車両運転時における自己の弱点を自覚させ、当該職員の運転適性を踏まえた的確な個別指導を行うため、運転適性検査及び実技指導を実施し、その結果を当該職員及び各所属の監督者に通知している。
ウ 副署長(次長)招致による交通事故防止対策 毎月、公務中の過失あり事故及び私用中の第一当事者事故の発生が多かった上位3所属を全所属へ通知し、1年間に2回以上該当した所属の副署長(次長)を本部へ招致し、今後の交通事故防止策等について説明を求めるとともに、交通事故防止対策を強化している。
エ 厳正な処分 職員の交通事故については、個々の事故形態、過失の割合、損害の程度等を総合的に勘案して、厳正な処分を科している。
(3) その他 ア 初任科生及び署配置の若手警察職員に対する運転技能訓練の強化 イ 朝礼、庁内放送などを活用した職員の交通事故防止意識の醸成 ウ 幹部立会による運行前の車両点検整備の実施

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
四 国 中 央 警 察 署	平成22年 4月 9日
(監査の結果) 職員(2名)の単身赴任手当(加算額)について、認定した交通距離は最も経済的かつ合理的と認められる通常の交通の経路及び方法により算定されているとはいえないため、計72,000円(平成21年4月から22年1月までの10か月分)が過支給となっていた。	
(措置の内容) 単身赴任手当については、「最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法」の観点から、長距離バス経路主体の距離で認定すべきところ、職員が一般的に利用するJR経路主体の距離で認定していたものであるが、より経済的かつ合理的な交通経路及び方法となるように見直しを行った。 なお、過支給と指摘された72,000円については、平成22年11月29日までに戻入の手続を完了した。 今後は、給与事務担当者に対する指導・教養を徹底し、再発防止を図る。	

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
新 居 浜 警 察 署	平成22年 5月12日
(監査の結果) ホームページを更新した際、誤って窃盗容疑で摘発、補導した少年の実名などを数日間閲覧できる状態にしており、警察行政に対する県民からの信頼を損なわせたことは極めて遺憾である。加えて、証明事務等に係る手数料の額が平成21年4月に改正されていたにもかかわらず従前の額を掲載していた事例もあり、ホームページにおける広報体制を点検・整備し、再発防止に万全を期されたい。	

(措置の内容)

ホームページ上に摘発、補導した少年の実名を誤って閲覧できる状態にした件については、事案発生後、関係者への謝罪を実施した。

以後、ホームページにデータを掲載する際には、掲載するデータは、ホームページビルダーを使用して作成したもの、若しくはPDF形式を使用して作成したものとしている。データ掲載の流れは、まずデータを作成した課の課長が確認を行い、次に登録を担当する警務課において不要な情報が添付されていないかチェックの上、署長決裁を経て登録時及び登録後にチェックを行っており、チェック機能を強化することにより同種事案の再発防止を図っている。

証明事務に係る手数料等の額の変動については、手数料等必要経費で変更があった場合には、必ず警務課へ連絡し訂正するよう指示を徹底している。

(措置の内容)

単身赴任手当については、「最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法」の観点から、長距離バス経路主体の距離で認定すべきところ、職員が一般的に利用するJR経路主体の距離で認定していたものであるが、より経済的かつ合理的な交通経路及び方法となるように見直しを行った。

なお、過支給と指摘された132,000円については、平成22年12月14日までに戻入の手続を完了した。

今後は、給与事務担当者に対する指導・教養を徹底し、再発防止を図る。

○公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

愛媛県監査委員 和 氣 政 次
同 本 宮 勇
同 赤 松 泰 伸
同 岸 新

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
今 治 警 察 署	平成22年 4月 9日

(監査の結果)

平成21年10月31日に発生した容疑者逃走事件については、護送勤務員が基本的事項を遵守しなかったため発生し、これにより地域住民に多大な不安を与えたとともに、身柄確保までに多額の費用を要し、警察行政に対する県民からの信頼を損なわせたことは極めて遺憾である。再発防止に向けた改善措置を速やかに講じるとともに、全職員に対して、遵守すべき基本の励行はもとより、緊張感を持って職務を遂行するよう指導教養を徹底された。

(措置の内容)

1 指導教養の徹底

今治警察署においては、全署員朝礼、定例研修会等の各種機会をとらえ、留置業務における基本原則や各種事故防止に関する指導教養を徹底して行っている。

また、警察本部においては、発生直後、緊急の全署に対する特別巡回指導を実施し、臨時的留置主任官会議を開催するとともに、定期的に行う巡回指導、実地監査等において、各署員に対して反復継続した指導教養を行い、再発防止に努めている。

2 補強装備等の導入

警察本部において、各署に被留置者の身体から腰縄が外れないよう補強する護送用ベルトを導入するとともに、護送時における連絡用の携帯電話を配備して、護送事故防止の徹底を図っている。

3 護送車両の追加配置及び改修

今治警察署に対し、護送車1台を追加配置するとともに、護送に使用する車両1台について、窓からの逃走を防止する格子を設置するなどの改修を行った。

4 体制の強化

平成22年3月25日付けで今治警察署に留置管理課を新設し、専任の留置管理課長を配置して体制を強化し、各種事故防止及び適正業務に努めている。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
銅 山 川 発 電 所	平成22年 6月 22日

(監査の結果)

行政財産使用料（1件 3,000円）が未調定となっていた。

(措置の内容)

行政財産使用料については、直ちに調定し入金を確認の上、収納した。

今後は、行政財産使用料の調定の確認を確実にし、収納に遅滞のないよう適正に処理するよう徹底した。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
中 央 病 院	平成22年 6月 23日

(監査の結果)

資金前渡した文献複写料及び手数料について、資金前渡担任者が前渡資金を精算することなく1月を超えて保管、使用し、次年度に繰り越して使用していた。前渡資金は公金であることを認識し、預金により保管するなど、資金前渡担任者による安全確実な管理方法を検討された。

(措置の内容)

繰り越した前渡資金については、直ちに精算し全額を収納した。

今後は、前渡資金の精算を徹底するとともに、現金ではなく通帳で管理し、総務課の金庫で保管することとした。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
宇 和 島 警 察 署	平成22年 4月 13日

(監査の結果)

職員（1名）の単身赴任手当（加算額）について、認定した交通距離は最も経済的かつ合理的と認められる通常の交通の経路及び方法により算定されているとはいえないため、計132,000円（平成20年4月から22年1月までの22か月分）が過支給となっていた。

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
今 治 病 院	平成22年 5月 31日

(監査の結果)

医事会計・夜間休日受付業務委託契約について、次のとおり改善を要する点があった。

(1) 一般競争入札、再度の入札及び随意契約を実施したが、予定価格の制限の範囲内の価格での入札等がなかったところ、予定価格を変更する合理的な理由がないにもかかわらず、これを変更して特命随意契約を実施していた。

- (2) 代理人が入札していたにもかかわらず、委任状が保存されていなかった。
- (3) 契約締結後、精神病棟の休止に伴い入院医事業務量の減少が見込まれたので、契約変更について受託者と協議すべきであった。
- (4) レセプト査定分析結果を調査したところ、保険者から同じ理由により査定を受けていたものが散見されたので、当該分析結果を生かせるよう検討されたい。
- (5) 業務仕様書に従い、受託者に対し増収可能項目等の提案を積極的に求めるなど、契約の効果を発揮されたい。

(措置の内容)

- (1) 今後は、入札が不調に終わり予定価格を変更する場合、その根拠を明確にするよう徹底した。

- (2) 今後は、適切に保管するよう徹底した。
- (3) 委託業者と契約内容の変更協議を行った結果、業務量に著しい変更が生じたとはいえないため、現在の契約を継続することとした。
今後は、適切に契約内容の変更協議を行うことを徹底した。
- (4) 保険診療対策委員会を設置し、査定分析結果を各部門に周知し活用して減点査定に対応するとともに、経営改善につながる方策の検討を行っており、今後も取組みを継続することとしている。
- (5) (4)に同じ。

公安委員会告示

○愛媛県公安委員会告示第1号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の29第1項の規定により、次のとおり地域交通安全活動推進委員を委嘱した。

平成23年 2月 1日

愛媛県公安委員会委員長 高 井 實

地 域 交 通 安 全 活 動 推 進 委 員		活 動 区 域	委 嘱 年 月 日	委 嘱 期 間
氏 名	連 絡 先			
石 川 弥三治	〒799 - 0404 四国中央市三島宮川3丁目3 - 25 (電話番号 0896 - 24 - 1648)	愛媛県四国中央警察署の管轄区域	平成23年 2月 1日	平成23年 2月 1日から平成25年 1月31日までの間
石 村 政 義	〒799 - 0412 四国中央市上柏町1183 (電話番号 0896 - 23 - 5669)			
岡 田 匡 功	〒799 - 0722 四国中央市土居町北野448 (電話番号 0896 - 74 - 2048)			
川 上 保 昭	〒799 - 0705 四国中央市土居町野田甲1477 - 2 (電話番号 0896 - 74 - 7273)			
児 山 弘	〒799 - 0413 四国中央市中曾根町2032 (電話番号 0896 - 23 - 2155)			
竹 中 安 則	〒799 - 0431 四国中央市寒川町884 - 3 (電話番号 0896 - 23 - 6853)			
長 野 亨	〒799 - 0121 四国中央市上分町477 (電話番号 0896 - 56 - 1202)			
長 野 伸 行	〒799 - 0113 四国中央市妻鳥町749 - 2 (電話番号 0896 - 56 - 4524)			
藤 原 孝 造	〒799 - 0423 四国中央市具定町250 (電話番号 0896 - 23 - 6434)			
水 田 年 夫	〒799 - 0101 四国中央市川之江町1089 - 1 (電話番号 0896 - 58 - 2320)			
元 上 清	〒799 - 0126 四国中央市下川町371 (電話番号 0896 - 58 - 7608)			
森 実 勝 行	〒799 - 0112 四国中央市金生町山田井1657 - 4 (電話番号 0896 - 56 - 1595)			
山 中 榮	〒799 - 0723 四国中央市土居町天満586 (電話番号 0896 - 74 - 3323)			
伊 藤 方 正	〒792 - 0872 新居浜市垣生2丁目6 - 47 (電話番号 0897 - 45 - 2622)	愛媛県新居浜警察署の管轄区域	平成23年 2月 1日	平成23年 2月 1日から平成25年 1月31日までの間
井 上 照 子	〒792 - 0045 新居浜市中萩町3 - 26 (電話番号 0897 - 41 - 5762)			
植 田 和 美	〒792 - 0025 新居浜市一宮町2丁目6 - 20 (電話番号 0897 - 32 - 4211)			
織 田 秀 子	〒792 - 0890 新居浜市楠崎2丁目6 - 28 (電話番号 0897 - 45 - 3728)			

川 口 和 恵	〒792 - 0864 新居浜市東雲町3丁目5 - 16 (電話番号 0897 - 32 - 9963)						
近 藤 千恵子	〒792 - 0002 新居浜市磯浦町10 - 40 (電話番号 0897 - 32 - 5815)						
塩 屋 久 孝	〒792 - 0804 新居浜市田所町8 - 10 (電話番号 0897 - 34 - 7888)						
土 岐 晴 啓	〒792 - 0802 新居浜市新須賀町3丁目1 - 38 (電話番号 0897 - 33 - 6371)						
直 野 菅 男	〒792 - 0834 新居浜市中西町9 - 5 (電話番号 0897 - 43 - 7528)						
永 易 万佐子	〒792 - 0866 新居浜市宇高町5丁目11 - 36 (電話番号 0897 - 34 - 3853)						
永 易 良 樹	〒792 - 0881 新居浜市松神子4丁目1 - 13 (電話番号 0897 - 45 - 0607)						
藤 原 義 輝	〒792 - 0843 新居浜市吉岡町12 - 12 (電話番号 0897 - 41 - 7659)						
松 元 文 雄	〒792 - 0042 新居浜市本郷3丁目5 - 6 (電話番号 0897 - 43 - 2431)						
三 木 章 市	〒792 - 0044 新居浜市中村2丁目3 - 61 (電話番号 0897 - 41 - 6321)						
村 上 義 則	〒792 - 0833 新居浜市宮原町4 - 5 (電話番号 0897 - 44 - 7139)						
柳 原 勝 秋	〒792 - 0803 新居浜市平形町2 - 11 (電話番号 0897 - 33 - 9745)						
矢 野 豊 秋	〒792 - 0856 新居浜市船木甲4453 - 2 (電話番号 0897 - 41 - 4454)						
伊 藤 裕 樹	〒793 - 0054 西条市中野甲1293 - 3 (電話番号 0897 - 56 - 4743)	愛媛県西条警察署の 管轄区域	平成23年 2月 1日	平成23年 2月 1日から 平成25年 1月31日まで の間			
越 智 靖 子	〒793 - 0004 西条市船屋甲404 - 1 (電話番号 0897 - 56 - 8169)						
蔵 本 美紀江	〒793 - 0001 西条市玉津280 (電話番号 0897 - 55 - 2498)						
斉 藤 孝	〒793 - 0010 西条市飯岡2560 - 31 (電話番号 0897 - 56 - 0089)						
丹 利 廣	〒793 - 0072 西条市氷見乙1000 (電話番号 0897 - 57 - 9075)						
日 野 隆	〒793 - 0030 西条市大町1308 (電話番号 0897 - 55 - 3004)						
藤 川 秋 雄	〒793 - 0042 西条市喜多川653 - 5 (電話番号 0897 - 55 - 3362)						
藤 田 公 道	〒793 - 0072 西条市氷見乙1048 (電話番号 0897 - 57 - 8863)						
一 色 守	〒799 - 1341 西条市壬生川1116 - 8 (電話番号 0898 - 64 - 4521)				愛媛県西条西警察署 の管轄区域	平成23年 2月 1日	平成23年 2月 1日から 平成25年 1月31日まで の間
佐 伯 隆 三	〒799 - 1104 西条市小松町妙口甲985 (電話番号 0898 - 72 - 4617)						
高 木 恵	〒791 - 0534 西条市丹原町寺尾583 (電話番号 0898 - 75 - 3035)						
丹 下 三 郎	〒799 - 1363 西条市玉之江239 - 1 (電話番号 0898 - 64 - 4150)						
矢 野 要	〒799 - 1341 西条市壬生川848 - 1 (電話番号 0898 - 64 - 2281)						
山 下 勝 正	〒799 - 1301 西条市三芳1538 (電話番号 0898 - 64 - 3417)						
渡 部 繁 明	〒791 - 0524 西条市丹原町高松246 - 7 (電話番号 0898 - 68 - 7468)						
阿 部 利 行	〒794 - 0802 今治市南鳥生町4丁目5 - 34 (電話番号 0898 - 23 - 0449)	愛媛県今治警察署の 管轄区域	平成23年 2月 1日	平成23年 2月 1日から 平成25年 1月31日まで の間			

越 智 典 子	〒794 - 0802 今治市南島生町 4 丁目 2 - 59 (電話番号 0898 - 31 - 8698)			
川 本 登 倭 子	〒794 - 0041 今治市松本町 1 丁目 2 - 7 (電話番号 0898 - 32 - 7408)			
小 池 精 藏	〒799 - 2101 今治市波方町波方甲2299 - 4 (電話番号 0898 - 43 - 0575)			
白 石 新	〒799 - 1523 今治市郷桜井 2 丁目 2 - 52 (電話番号 0898 - 48 - 4721)			
白 石 忠	〒794 - 0861 今治市五十嵐丙393 - 3 (電話番号 0898 - 32 - 7082)			
高 木 八 郎	〒794 - 0802 今治市南島生町 4 丁目 3 - 38 (電話番号 0898 - 31 - 1541)			
高 橋 泰 叔	〒794 - 0831 今治市八町東 1 丁目 4 - 2 (電話番号 0898 - 23 - 5588)			
武 田 徳 夫	〒794 - 0114 今治市玉川町八幡甲316 - 1 (電話番号 0898 - 55 - 3400)			
武 田 七 生	〒799 - 1607 今治市朝倉上甲791 - 8 (電話番号 0898 - 56 - 3316)			
田 中 弘	〒794 - 0044 今治市蔵敷町 1 丁目 1 - 2 (電話番号 0898 - 23 - 0320)			
永 田 了 三	〒794 - 0801 今治市東島生町 2 丁目 2 - 17 (電話番号 0898 - 22 - 7139)			
西 本 信 保	〒799 - 2112 今治市波止浜 3 丁目 1 - 6 (電話番号 0898 - 41 - 9014)			
日 野 弘 子	〒799 - 2114 今治市杣田甲354 - 1 (電話番号 0898 - 41 - 8218)			
藤 井 弘	〒794 - 0831 今治市八町東 3 丁目 2 - 56 (電話番号 0898 - 23 - 2659)			
藤 田 良 登	〒794 - 0063 今治市片山 1 丁目 7 - 11 (電話番号 0898 - 23 - 0456)			
正 岡 有 澤	〒794 - 0016 今治市中浜町 1 丁目 1 - 15 (電話番号 0898 - 31 - 7746)			
村 上 須 磨 子	〒794 - 0006 今治市石井町 3 丁目 1 - 11 (電話番号 0898 - 33 - 0654)			
村 瀬 洋 一 郎	〒799 - 2201 今治市大西町九王甲913 (電話番号 0898 - 53 - 3929)			
八 塚 誠 一	〒794 - 0015 今治市常盤町 1 丁目 5 - 10 (電話番号 0898 - 41 - 9014)			
山 本 浩 克	〒794 - 0081 今治市阿方乙513 - 2 (電話番号 0898 - 31 - 0778)			
渡 邊 守	〒794 - 0044 今治市蔵敷町 2 丁目 15 - 12 (電話番号 0898 - 32 - 7136)			
田 所 基 家	〒794 - 1304 今治市大三島町宮浦5752 - 2 (電話番号 0897 - 82 - 1690)	愛媛県伯方警察署の 管轄区域	平成23年 2月 1日	平成23年 2月 1日から 平成25年 1月31日まで の間
松 山 一 志	〒794 - 2305 今治市伯方町木浦甲2772 - 1 (電話番号 0897 - 72 - 1581)			
柳 原 能 夫	〒794 - 2104 今治市吉海町仁江1174 (電話番号 0897 - 84 - 3001)			
青 木 義 隆	〒791 - 0132 松山市河内町甲306 (電話番号 089 - 977 - 5772)	愛媛県松山東警察署 の管轄区域	平成23年 2月 1日	平成23年 2月 1日から 平成25年 1月31日まで の間
井 手 清 美	〒790 - 0904 松山市正門寺 1 丁目 3 - 15 (電話番号 089 - 977 - 1255)			
尾 池 秀 雄	〒790 - 0966 松山市立花 1 丁目 2 - 44 (電話番号 089 - 935 - 4318)			
大 内 茂 美	〒791 - 8001 松山市平田町426 - 2 (電話番号 089 - 978 - 1518)			
大 内 武	〒791 - 8001 松山市平田町426 - 2 (電話番号 089 - 978 - 1518)			

大 西 良 和	〒790 - 0962 松山市枝松 5 丁目 8 - 25 (電話番号 089 - 943 - 1749)		
大 野 彰	〒790 - 0041 松山市保免上 1 丁目 1 - 44 (電話番号 089 - 945 - 3692)		
門 屋 榮 子	〒790 - 0911 松山市桑原 1 丁目 2 - 20 (電話番号 089 - 935 - 6388)		
河 内 恒 一	〒790 - 0877 松山市錦町 3 - 1 (電話番号 089 - 931 - 7025)		
木 下 政 計	〒790 - 0003 松山市三番町 7 丁目 11 - 3 (電話番号 089 - 946 - 3080)		
栗 林 弘 之	〒790 - 0062 松山市南江戸 5 丁目 10 - 17 (電話番号 089 - 925 - 5492)		
古 鎌 久 志	〒790 - 0806 松山市緑町 2 丁目 1 - 9 (電話番号 089 - 931 - 0289)		
高 岡 猛 雄	〒790 - 0055 松山市針田町 283 - 2 (電話番号 089 - 972 - 2540)		
谷 原 健 吾	〒791 - 8024 松山市朝日ヶ丘 2 丁目 1 - 30 (電話番号 089 - 924 - 1375)		
坪 田 力 衛	〒790 - 0062 松山市南江戸 5 丁目 6 - 12 (電話番号 089 - 925 - 3566)		
友 澤 光 則	〒790 - 0036 松山市小栗 5 丁目 9 - 20 (電話番号 089 - 945 - 5851)		
中 岡 俊 一	〒790 - 0814 松山市味酒町 2 丁目 11 - 1 (電話番号 089 - 921 - 5770)		
中 野 正	〒791 - 0125 松山市湯山柳甲 297 (電話番号 089 - 977 - 7046)		
成 谷 文 夫	〒790 - 0913 松山市畑寺 4 丁目 11 - 26 (電話番号 089 - 976 - 2245)		
西 原 俊 一	〒790 - 0042 松山市保免中 2 丁目 3 - 11 (電話番号 089 - 973 - 3552)		
西 原 孝 徳	〒790 - 0966 松山市立花 1 丁目 6 - 34 (電話番号 089 - 921 - 2037)		
西 原 千 秋	〒790 - 0966 松山市立花 1 丁目 6 - 34 (電話番号 089 - 921 - 2037)		
羽 倉 満	〒790 - 0812 松山市松前町 3 丁目 2 - 19 (電話番号 089 - 941 - 1600)		
別 府 武 志	〒791 - 8013 松山市山越 1 丁目 1 - 46 (電話番号 089 - 925 - 2418)		
松 尾 行 泰	〒791 - 8011 松山市吉藤 5 丁目 16 - 20 (電話番号 089 - 924 - 7043)		
松 崎 正	〒790 - 0837 松山市道後湯月町 5 - 12 (電話番号 089 - 946 - 1691)		
宮 内 宏	〒791 - 8001 松山市平田町 1134 - 1 (電話番号 089 - 978 - 3618)		
宮 川 晃	〒790 - 0806 松山市緑町 1 丁目 7 - 3 (電話番号 089 - 945 - 6772)		
宮 本 悦 子	〒790 - 0806 松山市緑町 2 丁目 1 - 21 (電話番号 089 - 941 - 5527)		
宮 脇 静 男	〒790 - 0966 松山市立花 5 丁目 5 - 20 (電話番号 089 - 925 - 6886)		
三 好 義 博	〒790 - 0831 松山市山田町 796 - 2 (電話番号 089 - 922 - 5858)		
森 松 清 美	〒790 - 0045 松山市余戸中 6 丁目 2 - 23 (電話番号 089 - 971 - 2382)		
矢 野 健 二	〒790 - 0966 松山市立花 5 丁目 5 - 8 (電話番号 089 - 932 - 0744)		
山之内 昭 治	〒790 - 0905 松山市樽味 4 丁目 2 - 17 (電話番号 089 - 932 - 1730)		

山之内 玲子	〒790 - 0905 松山市榊味4丁目2 - 17 (電話番号 089 - 932 - 1730)	愛媛県松山西警察署 の管轄区域	平成23年 2月 1日	平成23年 2月 1日から 平成25年 1月31日まで の間
門 間 英 則	〒799 - 2662 松山市太山寺町甲588 - 1 (電話番号 089 - 979 - 1533)			
越 智 公 夫	〒799 - 2651 松山市堀江町甲1578 - 1 (電話番号 089 - 978 - 0527)			
梶 村 新	〒791 - 8042 松山市南吉田町1854 - 33 (電話番号 089 - 971 - 1732)			
梶 原 富 彦	〒799 - 2432 松山市土手内35 - 6 (電話番号 089 - 993 - 3221)			
門 田 真知江	〒791 - 8062 松山市住吉1丁目5 - 17 (電話番号 089 - 953 - 3498)			
子 川 和 子	〒791 - 8076 松山市会津町3 - 22 (電話番号 089 - 952 - 7003)			
谷 口 勝 彦	〒799 - 2437 松山市夏目34 - 3 (電話番号 089 - 994 - 1782)			
友 澤 竹 男	〒799 - 2431 松山市北奈20 - 38 (電話番号 089 - 960 - 2755)			
中 井 良 則	〒791 - 8043 松山市東垣生町336 - 4 (電話番号 089 - 971 - 5087)			
永 野 和 司	〒799 - 2662 松山市太山寺町888 - 19 (電話番号 089 - 979 - 5768)			
中 矢 嘉代子	〒791 - 8031 松山市北斎院町1093 - 19 (電話番号 089 - 971 - 3094)			
中 矢 征四郎	〒791 - 8044 松山市西垣生町275 - 16 (電話番号 090 - 4976 - 8340)			
藤 本 繁 丸	〒791 - 8056 松山市別府町154 (電話番号 089 - 953 - 3073)			
松 本 則 二	〒791 - 8016 松山市久万ノ台637 - 6 (電話番号 089 - 922 - 8392)			
村 上 京 子	〒799 - 2425 松山市中西外412 (電話番号 089 - 992 - 2495)			
八 木 孝 教	〒799 - 2651 松山市堀江町甲1378 - 5 (電話番号 089 - 979 - 0405)			
山 岡 欣 也	〒791 - 8092 松山市由良町52 (電話番号 089 - 961 - 2041)			
山 中 格	〒799 - 2462 松山市久保381 (電話番号 089 - 994 - 0568)			
山 本 浩 二	〒791 - 8017 松山市西長戸町174 - 2 (電話番号 089 - 925 - 0440)			
横 田 一 眞	〒791 - 8026 松山市山西町566 (電話番号 089 - 952 - 2181)			
渡 部 啓 一	〒791 - 8061 松山市三津3丁目4 - 39 (電話番号 089 - 952 - 6578)			
相 原 宏	〒791 - 1113 松山市森松町454 (電話番号 089 - 956 - 0057)	愛媛県松山南警察署 の管轄区域	平成23年 2月 1日	平成23年 2月 1日から 平成25年 1月31日まで の間
朝 村 睦	〒790 - 0952 松山市朝生田町7丁目5 - 25 (電話番号 089 - 943 - 7882)			
大 野 啓 吾	〒791 - 0301 東温市南方344 (電話番号 089 - 966 - 2040)			
大 山 幸 男	〒791 - 1115 松山市土居町1117 - 12 (電話番号 089 - 957 - 0390)			
門 田 俊 男	〒791 - 2115 伊予郡砥部町三角174 (電話番号 089 - 962 - 3772)			
楠 国 雄	〒791 - 2116 伊予郡砥部町原町471 (電話番号 089 - 962 - 3234)			
高 野 実 夫	〒791 - 1102 松山市来住町1308 - 6 (電話番号 089 - 975 - 2316)			

佐伯博重	〒791 - 0321 東温市河之内1192 (電話番号 089 - 966 - 2001)			
斎藤彬彦	〒790 - 0943 松山市古川南2丁目16 - 25 (電話番号 089 - 956 - 6153)			
永井和成	〒791 - 0242 松山市北梅本町3090 (電話番号 089 - 975 - 2680)			
永田サツキ	〒791 - 2131 伊予郡砥部町北川毛160 (電話番号 089 - 962 - 4044)			
中西貞子	〒791 - 1106 松山市今在家3丁目2 - 10 (電話番号 089 - 958 - 5017)			
松本正昭	〒791 - 1136 松山市上野町甲965 (電話番号 089 - 963 - 3357)			
山口宗広	〒791 - 0213 東温市牛淵236 (電話番号 089 - 964 - 3839)			
渡部正	〒791 - 0204 東温市志津川1791 - 1 (電話番号 090 - 8694 - 5929)			
大嶋洋一	〒791 - 1201 上浮穴郡久万高原町久万1326 (電話番号 0892 - 21 - 2488)	愛媛県久万高原警察署の管轄区域	平成23年2月1日	平成23年2月1日から平成25年1月31日までの間
渡部英雄	〒791 - 1204 上浮穴郡久万高原町東明神甲1356 (電話番号 0892 - 21 - 2193)			
大森義一	〒799 - 3312 伊予市双海町串甲779 (電話番号 089 - 987 - 0241)	愛媛県伊予警察署の管轄区域	平成23年2月1日	平成23年2月1日から平成25年1月31日までの間
佐伯和雄	〒791 - 3155 伊予郡松前町大字鶴吉343 (電話番号 089 - 985 - 1605)			
瀧口忠	〒799 - 3113 伊予市米湊879 - 10 (電話番号 089 - 983 - 2858)			
友田秀謙	〒791 - 3134 伊予郡松前町大字西古泉65 (電話番号 089 - 984 - 4597)			
三好英樹	〒799 - 3113 伊予市米湊1666 - 1 (電話番号 089 - 982 - 2281)			
安平義行	〒799 - 3121 伊予市稻荷9 (電話番号 089 - 983 - 5775)			
矢野正次	〒791 - 3102 伊予郡松前町大字北黒田547 - 3 (電話番号 089 - 984 - 2234)			
吉岡一成	〒791 - 3203 伊予市中山町出淵2 - 81 - 1 (電話番号 089 - 967 - 0083)			
渡辺洋	〒799 - 3103 伊予市上野2214 (電話番号 089 - 982 - 3774)			
一柳清志	〒791 - 3501 喜多郡内子町小田262 (電話番号 0892 - 52 - 2075)	愛媛県大洲警察署の管轄区域	平成23年2月1日	平成23年2月1日から平成25年1月31日までの間
上田光明	〒797 - 1503 大洲市脇川町宇和川2762 (電話番号 0893 - 59 - 8038)			
大野博	〒791 - 3301 喜多郡内子町内子1786 (電話番号 0893 - 44 - 4511)			
幸田小太郎	〒795 - 0011 大洲市柚木358 - 77 (電話番号 0893 - 24 - 3865)			
笹本榮一	〒799 - 3406 大洲市長浜町沖浦丙2018 - 2 (電話番号 0893 - 52 - 1800)			
中岡静志	〒795 - 0301 喜多郡内子町五十崎甲1127 - 1 (電話番号 0893 - 44 - 3431)			
中野富士雄	〒797 - 1608 大洲市河辺町北平4533 (電話番号 0893 - 39 - 2297)			
橋本隆一	〒799 - 3431 大洲市白滝甲410 - 1 (電話番号 0893 - 54 - 0020)			
松本武	〒795 - 0001 大洲市北只116 - 2 (電話番号 0893 - 24 - 4372)			
森知行	〒795 - 0051 大洲市五郎甲2407 (電話番号 0893 - 24 - 3836)			

森 田 政 昭	〒791 - 3301 喜多郡内子町内子3342 (電話番号 0893 - 44 - 4846)	愛媛県八幡浜警察署 の管轄区域	平成23年 2月 1日	平成23年 2月 1日から 平成25年 1月31日まで の間
飯 森 悌 二	〒796 - 0202 八幡浜市保内町宮内 2 - 8 - 1 (電話番号 0894 - 36 - 0033)			
井 上 源 吉	〒796 - 8035 八幡浜市若山 4 - 47 - 1 (電話番号 0894 - 24 - 0166)			
岩 田 勇 雄	〒796 - 8007 八幡浜市八代乙409 (電話番号 0894 - 23 - 2771)			
宇都宮 忠 教	〒796 - 0821 西宇和郡伊方町与修942 (電話番号 0894 - 54 - 1273)			
西園寺 公 作	〒796 - 0170 八幡浜市日土町 5 - 667 (電話番号 0894 - 26 - 0075)			
佐 竹 元	〒796 - 0311 西宇和郡伊方町中浦甲98 (電話番号 0894 - 38 - 0674)			
玉 木 國 一	〒796 - 0088 八幡浜市573 - 2 (電話番号 0894 - 23 - 2057)			
西 村 久 司	〒796 - 0088 八幡浜市1469 - 1 (電話番号 0894 - 22 - 0721)			
松 井 幸 明	〒796 - 0612 西宇和郡伊方町大久1342 (電話番号 0894 - 53 - 0946)			
宮 本 俊 之	〒796 - 0088 八幡浜市1536 (電話番号 0894 - 22 - 0982)			
中 嶋 健太郎	〒797 - 0023 西予市宇和町山田1771 (電話番号 0894 - 62 - 5327)	愛媛県西予警察署の 管轄区域	平成23年 2月 1日	平成23年 2月 1日から 平成25年 1月31日まで の間
西 崎 宗 雄	〒797 - 0201 西予市明浜町高山甲3523 (電話番号 0894 - 64 - 0010)			
兵 頭 洋	〒797 - 1715 西予市城川町田穂434 (電話番号 0894 - 82 - 0404)			
藤 元 透 吉	〒796 - 0915 西予市三瓶町下泊1833 (電話番号 0894 - 34 - 0547)			
不 破 克 則	〒797 - 1212 西予市野村町野村12 - 343 (電話番号 0894 - 72 - 2121)			
宮 崎 登代美	〒797 - 0029 西予市宇和町永長837 (電話番号 0894 - 62 - 1821)			
伊 手 秀 行	〒798 - 1502 北宇和郡鬼北町大字下鍵山308 (電話番号 0895 - 44 - 2141)			
上 田 哲 芳	〒798 - 0102 宇和島市三浦西613 (電話番号 0895 - 29 - 0426)	愛媛県宇和島警察署 の管轄区域	平成23年 2月 1日	平成23年 2月 1日から 平成25年 1月31日まで の間
宇都宮 忍	〒798 - 1136 宇和島市三間町大内297 (電話番号 0895 - 58 - 3465)			
大 野 久 美	〒798 - 1103 宇和島市三間町成家202 (電話番号 0895 - 58 - 3870)			
岡 村 晴 子	〒798 - 3311 宇和島市津島町岩瀬丙595 - 1 (電話番号 0895 - 32 - 2216)			
岡 村 正 一	〒798 - 2106 北宇和郡松野町大字目黒351 (電話番号 0895 - 43 - 0032)			
梶 田 利 明	〒798 - 0077 宇和島市保田甲635 - 1 (電話番号 0895 - 22 - 9110)			
清 家 千代治	〒799 - 3742 宇和島市吉田町法花津 8 番耕地187 (電話番号 0895 - 52 - 3693)			
武 田 浅 美	〒798 - 1351 北宇和郡鬼北町大字奈良659 (電話番号 0895 - 45 - 1031)			
竹 田 文 吉	〒798 - 3303 宇和島市津島町近家甲1636 (電話番号 0895 - 32 - 2270)			
谷 本 治	〒798 - 0078 宇和島市祝森甲1123 - 1 (電話番号 090 - 8692 - 9182)			
中 村 武 雄	〒798 - 1102 宇和島市三間町則1680 (電話番号 0895 - 58 - 4764)			

正 木 緑	〒798 - 0078 宇和島市祝森甲1123 - 1 (電話番号 0895 - 27 - 0090)			
宮 口 博 孝	〒799 - 3771 宇和島市吉田町南君3038 - 1 (電話番号 0895 - 54 - 0307)			
宮 崎 富 士 夫	〒799 - 3730 宇和島市吉田町立間 2 番耕地2487 - 1 (電話番号 0895 - 52 - 0513)			
吉 田 充 枝	〒798 - 0031 宇和島市栄町港 1 丁目 1 - 15 (電話番号 0895 - 24 - 3980)			
和 田 サダエ	〒798 - 0026 宇和島市泉町 4 丁目 2 (電話番号 0895 - 22 - 3183)			
裡 田 日 出 夫	〒798 - 4131 南宇和郡愛南町城辺甲2133 - 1 (電話番号 0895 - 72 - 3759)	愛媛県愛南警察署の 管轄区域	平成23年 2月 1日	平成23年 2月 1日 から 平成25年 1月31日 まで の間
金 原 徹	〒798 - 4105 南宇和郡愛南町御荘長月499 (電話番号 0895 - 72 - 1075)			
宮 下 建 夫	〒798 - 4403 南宇和郡愛南町小山16 (電話番号 0895 - 84 - 2325)			
吉 田 弥 生	〒798 - 4207 南宇和郡愛南町中泊403 (電話番号 0895 - 82 - 1155)			

正 誤

○正 誤

平成22年12月24日付け第2230号（愛媛県 E V 開発推進班規程の一部を改正する訓令）中

ページ	箇 所	誤	正
969	改正後欄 上から 9 行目	8 経済労働部管理局 企業立地推進室長補 佐	8 経済労働部管理局 産業政策課企業立地 推進室長補佐